

教育実習の出願及び手続等について

香川県立高松商業高等学校

1. 教育実習生の資格・条件

- (1) 原則として本校の卒業生である者
 - (2) 教員としての資質を有し、将来教員になる意志の強固な者
※教員採用試験受験後、結果を報告すること
※民間企業等を第1志望と考えている方はご遠慮ください
 - (3) 前年度6月末必着で実習申し込み書類を郵送した者
 - (4) 実習希望教科の内諾を得た者
 - (5) 本校の指定する期間に実習可能な者
 - (6) 麻しんワクチンの予防接種を受け、麻しんに対する免疫が認められる者
- 以上、(1)～(6)の資格・条件をすべて満たす者

2. 出願手続

- (1) 申込期間は、原則として実習を希望する前年の4月1日～6月30日(必着)とする。
- (2) 上記の期間に、作文(目指す教師像について)A4 1枚程度と、本校所定の「教育実習申請書」を郵送する。作文は、Microsoft Word 等で作成する。書式は特に定めない。
- (3) 所属大学から渡される「内諾書」と「切手を貼付した返信用封筒」を提出する。
(2)の書類と同封して郵送してください。

3. 実習期間・受け入れ人数

- (1) 実施期間は5月下旬～6月中旬の指定された2週間を原則とする。
ただし、受け入れ人数や、実習実施の学年によっては、9月2週目から実施する場合がある。
(実習期間が3週間、15日以上必要な場合は大学との協議とする)
- (2) 上記以外の希望がある場合は、関係職員で審議し、校長が決定する。
- (3) 受け入れ人数は、教科の可能な範囲とする。

4. 教育実習生の決定及び手続

- (1) 必要書類を提出した者に対して、関係教科・職員で審議し、校長が決定する。
- (2) 申し込みをした者については、8月初旬までに受け入れの可否等をメールで連絡する。
- (3) 実施年度の5月上旬までに、所属大学から「教育実習依頼書」と「切手を貼付した返信用封筒」を校長に提出する。依頼書を受けて、事前打ち合わせの案内文書を郵送します。
- (4) 実習生は、実習開始前の指示する日時に来校し、実習期間中の必要事項について指導・助言を受けること。

5. その他

その他、必要な事項は校長が別に定める。